

少額建設工事の提出書類の簡素化について

令和 7 年 7 月 1 日施行

燕・弥彦総合事務組合

燕・弥彦総合事務組合が発注する少額工事について、受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を図るため、提出書類の簡素化を下記のとおり試行します。

記

1. 適用工事 燕・弥彦総合事務組合が発注する建設工事

2. 簡素化する少額工事の対象額 当初請負金額が 500 万円未満

3. 適用年月日 令和 7 年 7 月 1 日

4. 提出・提示する書類の明確化

(1) 燕・弥彦事務総合組合で定めている内容

燕・弥彦事務総合組合の書式を使用する。例：提出書類様式、特記仕様書内容等

(2) 燕・弥彦事務総合組合が定めていない内容

新潟県土木部公表「工事書類作成マニュアル」を準用する。

5. 少額工事提出書類一覧表（別紙 1）

工事着手前、工事中、工事完了時に提出・提示が必要な書類を明示する。

6. 書類の簡素化の主な内容

(1) 「当初請負額 500 万円未満の工事の総括表」による報告とするもの。（別紙 2）

下記の項目について、①～⑧を着手前に提出願います。

- ① 設計書の照査結果
- ② 段階確認の事前報告
- ③ 安全に関する計画（月 4 時間以上の安全教育の内容）
- ④ 安全に関する計画（作業主任者）
- ⑤ 安全に関する計画（連絡系統図）
- ⑥ 火気に関する計画
- ⑦ 測量結果
- ⑧ 架空線等上空施設、地下埋設物件等の調査結果

(2) 提出を要しないもの

①施工計画書

指定工法、指定仮設のある工事、一般交通に影響のある工事、振動・騒音等公衆災害のおそれがある工事以外は省略可能です。ただし、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書は単独で提出する。

②履行状況報告書

③再生資源化等完了報告書

④創意工夫・社会性資料

(3) メール、FAX による簡素化

下記に示す書類はメール、FAX により押印不要の打合せを認める。

① 工事打合せ簿

② 工事日報

③ 材料確認書

④ 段階確認書

⑤ 土・休日・夜間作業届

(4) 提出物の様式等の簡素化

① 工程管理資料

バーチャート等の簡易なもので可

② 出来形管理資料

出来形図（設計図に実測寸法を入れたもの）及びオフセット図のみで可

③品質管理資料

簡易な表形式のもので可

(5) 省略

対象工事の成績評定を省略する。

問い合わせ先

燕・弥彦総合事務組合 消防局総務課 0256-92-1119（代表）